

川崎市一時保育事業実施要綱

8 川 民 育 第 3 4 5 号
平成 8 年 9 月 30 日付市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）が、保護者のパートタイム勤務等就労形態の多様化等に伴う一時的な保育及び保護者の急病、入院等に伴う緊急的な保育の需要に応えるために実施する一時保育事業（以下「事業」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体等)

第2条 この事業の主体は、事業を実施する保育所等（以下「事業実施保育所等」という。）とする。ただし、川崎市保育園条例（昭和 28 年川崎市条例第 32 号）第 5 条第 1 項の規定により法人その他の団体に管理を行わせる保育所（以下「公設民営保育所」という。）にあっては、川崎市とする。

2 公設民営保育所にあっては、第 6 条、第 7 条及び第 14 条から第 21 条までの規定は、適用しない。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、併せて実施するものとする。

- (1) 非定型的保育 保護者の就労、就学等の事由により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育で、利用日数は原則として週 2 日又は 3 日とする。
- (2) 緊急・一時保育 保護者の就労、傷病、入院等の事由その他育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、家庭における保育が緊急・一時的に困難となる児童に対する保育で、利用日数は週 1 日程度又は連続 14 日以内とする。

2 前項に規定する各事業の定員は、両事業を併せて 1 日当たり 3 人から 6 人までの少人数制のもの（以下「少人数制一時保育」という。）と 12 人を基本に 7 人から 20 人程度までのものによるものとする。なお、前項第 2 号に規定する事業の定員については、1 日当たり少人数制一時保育の場合には 1 人以上、それ以外の場合には 2 人以上の定員を確保しなければならない。

(事業実施保育所等の要件)

第4条 事業実施保育所等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人等が設置又は運営する保育所等であること。
- (2) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号。以下「基準条例」という。）第 45 条の設備の基準を満たした事業を実施するための保育室又は保育スペースを確保していること。ただし、少人数制一時保育

の場合であって、当該利用児童に係る保育面積を有しているときは、この限りではない。

- (3) 基準条例第47条第2項に規定する職員の配置基準に基づき事業を実施する保育従事者を2人以上置き、そのうち保育士の数を2分の1以上とし、保育士以外の者を配置する場合には子育て支援員研修等を修了した者とすること。ただし、少人数制一時保育を法第24条第1項に規定する保育と一体的に行う場合は、事業を実施する保育従事者として保育士を1人以上置くものとする。
- (4) 事業の実施日及び実施時間は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）（以下「休日」という。）を除いた月曜日から金曜日までの概ね午前8時30分から午後5時までを基本に設定すること。ただし、土曜日、日曜日及び休日の事業の実施並びに午前8時30分から午後5時までの時間の範囲を超えた事業の実施も可能とする。

（対象児童）

第5条 対象児童は、法第24条第1項に規定する保育の実施対象とならない0歳から就学前までの児童であって、事業実施保育所等の職員体制のもとで保育が可能な者とする。

（事業の事前協議及び実施届出）

第6条 事業を実施しようとする者は、市長に事前協議の上、一時保育事業実施届出書（第1号様式）により、事業の実施について届出をするものとする。

（事業の事前協議及び実施届出内容の審査）

第7条 市長は、前条に基づく事業の事前協議及び実施届出があったときは、この要綱等に基づき審査をし、実施の可否を決定するとともに、届出内容が要件に満たない場合は、必要な是正を求めるものとする。

（事業の利用申請）

第8条 事業を利用しようとする保護者は、一時保育事業利用申請書（第2号様式）に必要書類を添えて、事業実施保育所等に申請するものとする。

（事業の利用決定）

第9条 事業の利用申請を受けた事業実施保育所等の長は、この要綱等に基づき審査をし、利用の承認を決定したときは、一時保育事業利用承認通知書（第3号様式）により保護者に通知する。

（利用決定の取消し）

第10条 事業実施保育所等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象児童の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。
- (3) やむを得ない理由により当該児童の保育を継続することが困難と認められるとき。

（健康診断）

第11条 非定型的保育を利用する児童については、法第24条第1項に規定する保育の実施対象児童に準じて、あらかじめ健康診断を受診させるものとする。ただし、一斉に受診させることが困難な場合は、保護者から個別に診断書の提出を求めて差し支えない。

2 緊急・一時保育を利用する児童については、申請時に児童の健康状態を十分聴取する等、利用児童の処遇に支障がないよう留意する。

(事業利用状況の報告)

第12条 事業実施保育所等の長は、対象児童の利用状況を一時保育事業利用状況報告書(第4号様式)により市長に報告するものとする。

(保護者の費用負担)

第13条 保護者は、次の各号の表に掲げる金額に加えて、飲食物費等の実費相当額を負担するものとする。ただし、第1号の表に掲げる金額は、市内在住の被保護世帯の児童、市民税非課税世帯の児童、里親に委託されている児童、三子以上同時利用の場合の第三子以降の児童及び児童扶養手当受給世帯の児童に対しては免除とする。

(1) 基本利用料

	日額
1歳未満児	2,900円
3歳未満児	2,500円
3歳以上児	1,500円

ただし、表中の児童の年齢区分の適用については、原則、当該年度の初日の満年齢によるものとするが、1歳未満児の区分については、利用日の満年齢によるものとする。以下別表においても同じ。

(2) 9時間超保育利用料

	30分当たり
全児童	250円

2 前項に規定する保護者が負担する金額については、事業実施保育所等に保護者が直接支払うものとする。

(補助の対象及び補助金額)

第14条 補助の対象及び補助金額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助の対象は、第6条の規定に基づき、市長に事業の実施について届出をし、受理された保育所等とする。

(2) この事業の補助金額は、別表に定める額の範囲内とする。

(補助金の申請)

第15条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者は、次の各号の規定により、その申請をするものとする。

(1) 別表に定める基本補助額を申請するときは、一時保育事業補助金(基本補助額)交付申請書(第5号様式)により、原則一年分を一括して市長に提出し行うものとする。

(2) 別表に定める加算補助額を申請するときは、一時保育事業補助金(加算補助額)交付申請書(第6号様式)により、原則四半期ごとに市長に提出し行うものとする。

(補助金の交付決定)

第16条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(基本補助額の変更交付)

第17条 基本補助額に変更が生じたときは、一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書（第7号様式）により、3月末日までに市長にその申請をしなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(執行状況報告)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その執行状況について、一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書（第8号様式）により、3月末までに市長に報告しなければならない。ただし、前条の規定による変更の申請を行う場合は、これを省略することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(書類の整備等)

第20条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第21条 この補助金の交付を受けた者は、当該事業の実績報告を翌年度の5月末日までに、一時保育事業補助金実績報告書（第9号様式）により、市長に行わなければならぬ。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、この補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

(平成8年9月30日8川民育第345号市長決裁)

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第14条及び第15条関係)

基本補助額	保育従事者がすべて保育士の場合	年間利用児童数 (300人未満) 1,524,000円 年間利用児童数 (300人以上900人未満) 1,680,000円 年間利用児童数 (900人以上1,500人未満) 3,020,000円 年間利用児童数 (1,500人以上2,100人未満) 4,370,000円 年間利用児童数 (2,100人以上2,700人未満) 5,710,000円 年間利用児童数 (2,700人以上3,300人未満) 7,060,000円 年間利用児童数 (3,300人以上3,900人未満) 8,400,000円 年間利用児童数 (3,900人以上4,500人未満) 9,740,000円 年間利用児童数 (4,500人以上) 11,080,000円 ただし、年間利用児童数は非定型的保育と緊急・一時保育の年間利用児童数の計とする。以下同じ。
	保育従事者の2分の1以上が保育士の場合	年間利用児童数 (300人未満) 1,378,000円 年間利用児童数 (300人以上900人未満) 1,610,000円 年間利用児童数 (900人以上1,500人未満) 2,900,000円 年間利用児童数 (1,500人以上2,100人未満) 4,190,000円 年間利用児童数 (2,100人以上2,700人未満) 5,480,000円 年間利用児童数 (2,700人以上3,300人未満) 6,770,000円 年間利用児童数 (3,300人以上3,900人未満) 8,060,000円 年間利用児童数 (3,900人以上4,500人未満) 9,350,000円 年間利用児童数 (4,500人以上) 10,640,000円
加算補助額	1歳未満児受入分	1歳未満児 1人につき 日額 500円
	利用料免除分（三子以降利用料免除分を含む）	1歳未満児 1人につき 日額 2,900円 3歳未満児 1人につき 日額 2,500円 3歳以上児 1人につき 日額 1,500円
	障害児受入分	対象児 1人につき 日額 4,240円
	基幹型一時保育 9時間超保育分	対象児 1人につき 30分 250円
	土日・休日保育分（保育士1人の場合）	対象児 1人につき 日額 9,950円
	土日・休日保育分（保育士2人の場合）	対象児 1人につき 日額 19,900円

ただし、加算補助額の補助は市内在住者分に限る。